

令和3年度

第1回神崎市地域公共交通会議・第1回神崎市地域公共交通活性化協議会

○開催日時 令和3年6月23日(水)15時00分～17時10分

○開催場所 神崎市役所 3階大会議室

○出席者

[委員] 宮島大作(区長会)・船津清(区長会)・森崎三善(区長会)・重松美文(民生児童委員)・井上達美(老人クラブ連合会)・永沼功(神崎市商工会)・吉原俊樹(神埼町住民代表)・佐藤悦子(千代田町住民代表)・實松英治(脊振町住民代表)・小山淳也(ジョイックス交通)・岡本卓也(西鉄バス)・江上康男(県バスタクシー協会)・松原陽介(佐賀運輸支局)・宮崎厚志(佐賀東部土木事務所)・島内幸将(神埼警察署)・山下嘉子(佐賀県地域交流部さが創生推進課)・嶋耕二(市産業建設部長)・中島勝利(市総務企画部長) 計18名出席

[事務局] 音成栄志・安陪邦勇・執行祐恒

○傍聴人 なし

○会議次第

1 開会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 委員の紹介

5 神崎市地域公共交通会議及び地域公共交通活性化協議会について

6 議題

(1) 副会長及び監事の選出について

(2) 令和2年度神崎市地域公共交通活性化協議会事業報告について

(3) 令和2年度神崎市地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算報告・令和2年度神崎市地域公共交通活性化協議会監査結果報告について

(4) 神崎市巡回バス事業計画の変更(案)について

(5) 令和4年度生活交通確保維持改善計画(案)について

(6) 脊振町通学バス事業計画の変更(案)について

7 その他

(1) 神崎市巡回バス事業計画の変更に伴う周知について

(2) 法改正に伴う地域公共交通計画の策定について

8 閉会

※ 上記の会議録の内容は別紙のとおり

会議録

1 開会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 委員の紹介

5 神崎市地域公共交通会議及び地域公共交通活性化協議会について

6 議題

事務局 総委員 19 名中 18 名の出席により、交通会議設置要綱第 6 条第 2 項並びに法定協議会規定第 8 条第 2 項により委員本会議が成立していることを報告。

交通会議設置要綱第 5 条第 2 項並びに法定協議会規定第 5 条第 2 項により神崎市総務企画部長が会長となる。

交通会議設置要綱第 6 条第 1 項並びに法定協議会規定第 8 条第 1 項により会長が議長となる。

(1) 副会長及び監事の選出について

議長	副会長	宮島 大作 (神崎市区长会長)
	監事	森崎 三善 (脊振町区长会長)
	監事	佐藤 悦子 (千代田町住民代表)

議長 任命に対し拍手により承認を求める。⇒承認される。

(2) 令和 2 年度神崎市地域公共交通活性化協議会事業報告について

議長 事務局に説明を求める。

事務局 説明

議 長 質疑を求める。

委 員 巡回バスの子ども運賃について、「小学生以下 100 円」「乳幼児無料」とあるが、例えば年齢で表現するなどして区分を分かりやすくできないか。

事務局 後の議題にもあるが、巡回バス再編に伴う周知時には「小学生 100 円」「小学生未満は無料」とするなど表現を見直すこととします。

議 長 挙手により承認を求める。⇒承認される。

(3) 令和2年度神崎市地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算報告・令和2年度神崎市地域公共交通活性化協議会監査結果報告について

議 長 事務局に説明を求める。

事務局 説明

吉 原 監査報告

議 長 質疑を求める。

質疑無し

議 長 挙手により承認を求める。⇒承認される。

(4) 神崎市巡回バス事業計画の変更(案)について

議 長 事務局に説明を求める。

事務局 説明

議 長 質疑を求める。

委 員 巡回バス運行に伴う認可申請にあたっては、路線延長や道路種別、土地の表示などの資料が必要となるが、実際の申請時には添付頂けるとの理解でよいか。

- 事務局 差し支えありません。
- 委員 デマンドタクシーについて、利用者が行き先となる指定施設と運行時間をあらかじめ予約するとともに、例えば1便の利用者が4人であれば4箇所の行き先を運行する形態で問題ないか。
- 事務局 問題ありません。
- 委員 デマンドタクシーは相乗りでの運行か。
- 事務局 ご指摘のとおりです。
- 議長 デマンドタクシーの乗降場所について、現在提案されている場所以外に設定することは可能か。
- 事務局 乗降場所は協議会で決定するものであるため、手続上の話としては設定可能ですが、本日の提案内容は昨年実施した試験運行や協議会におけるこれまでの議論を踏まえたものとしています。
- 議長 委員の皆さまの中には本日初めて出席頂いている方もいる。乗降場所について現時点でお気づきの点などあればご意見を頂きたい。
- 委員 デマンドタクシーは区域を分けて運行するとあるが、乗降場所から乗降場所にしか運行できないのか。例えば、区域の中で A さんが自宅近くの停留所から乗車し B という施設に行きたいとする時に、当該施設に降車場所としての設定がない場合、施設まで行くことができるのか。それとも近くの停留所までしか行けないのか。
- 事務局 区域内にある自宅近くの停留所から乗車頂けますが、降車はあらかじめ定められた停留所でのみ取り扱います。
- 委員 目的地から停留所が遠ければ、状況によりデマンドタクシーを乗り継ぐ必要もあるのではないか。
- 事務局 乗降場所の設定にあたっては、利用者の皆さまからのご意見や昨年実施した試験運行の運行実績を基に協議会における議論を踏まえ整理しております。

委 員 デマンドタクシーの料金は1乗車300円か。

事務局 ご指摘のとおりです。

委 員 デマンドタクシーについて、自宅まで来てもらう形態をイメージしていたが、今の話を伺う中では乗降についてはバスと変わらないように聞こえる。福祉タクシー的な運行形態ではないのか。

事務局 先程からデマンドタクシーの運行形態について議論がっておりますが、巡回バスは決まった時間に決まったバス停間を運行するもの、デマンドタクシーは、名前にタクシーとありますが、利用者からの予約内容を踏まえ、乗合により最短距離でバス停間を運行するもので、あくまでコミュニティバスの運行形態のひとつであり、いわゆる貸切タクシーとは異なるものであります。

巡回バスだと行きたい場所に行くのに時間がかかるといったご意見に対し、デマンドタクシーだと予約の内容に応じて運行ルートを最適化することができることから、スポット的に移動したいというニーズを満たしつつ、巡回バスの路線についても限られた車両台数の中で細分化を図ることで、それぞれの性質の違いを上手く使い分けながら、公共交通網を維持し、利便性の向上を目指すため、巡回バスとデマンドタクシーとの併用運行を実施するものです。

なお、指定乗降場所の設定については、今後実際に運行する中で、乗降実績や利用者のご意見などを伺いながら、協議会の中で委員の皆さまと情報共有を図り、より良い方向を目指していきたいと考えています。

委 員 デマンドタクシーは指定された区域内でしか乗降できないのか。

事務局 デマンドタクシーには運行区域を設定していますが、ここで言う区域とは乗降場所ではなく利用できる人の範囲を指します。

委 員 デマンドタクシーの予約方法について、例えば南部エリアと中部エリアを乗り継ぐ予約は可能か。また、デマンドタクシーで自宅近くのバス停から商業施設に向かい、出先で帰りの便を予約することは可能か。

事務局 エリアをまたいだ予約はできません。往路で乗車後に出先から復路の予約をすることは可能です。

委 員 デマンドタクシーの運行には国や県から補助が出るのか。

事務局 定時定路線により運行するいわゆる巡回バス、そしてデマンドタクシーを含めた神崎市巡回バス運行事業に対して国から補助を頂く計画として
います。

委員 デマンドタクシーにおける指定乗降場所について、将来的な増設の議論が
あっているが、闇雲に増やしてしまうと従来の巡回バス同様に移動時間を
要することとなるため、運行形態としてのメリットが失われるとともに、
事務局としても様々な申出を受けることとなり大変なのではないか。

よって、指定乗降場所の増設にあたっては、例えば試験運行結果を踏まえた
数値的な基準を設けるなどして対応するべきだと考える。

事務局 昨年度の試験運行時の利用実績については前回の協議会の場でお示し
しており、本格運行後もどこからどこまで乗車されたかなどの情報は共有
できるものと考えています。

試験運行時の傾向として、利用者の目的地はそのほとんどが公共施設、
商業施設や病院でした。

将来的な指定乗降場所の設定にあたっては、巡回バス同様、定量的な数値
をお示ししながら議論をお願いできればと考えております。

議長 デマンドタクシーについては今年度が最初の取り組みとなることから、
まずはしっかりと周知に努め、実際の利用実績を見ながら、今後の協議会に
おいて見直しの議論を進めていくこととしたい。

議長 挙手により承認を求める。⇒承認される。

(5) 令和4年度生活交通確保維持改善計画(案)について

議長 事務局に説明を求める。

事務局 説明

議長 質疑を求める。

質疑無し

議長 挙手により承認を求める。⇒承認される。

(6) 脊振町通学バス事業計画の変更(案)について

議 長 事務局に説明を求める。

事務局 説明

議 長 質疑を求める。

質疑無し

議 長 挙手により承認を求める。⇒承認される。

7 その他

(1) 神崎市巡回バス事業計画の変更に伴う周知について

事務局により説明。

(2) 法改正に伴う地域公共交通計画の策定について

事務局により説明。

8 閉会